

## 付1 平成24年就業構造基本調査の概要

### 1 調査の目的

就業構造基本調査は、就業・不就業の実態を種々の観点から捉え、我が国の就業構造を全国だけでなく、地域別にも詳細に明らかにし、国や都道府県における雇用政策、経済政策などの各種行政施策立案の基礎資料を得ることや学術研究のための利用に資することなどを目的としている。

この調査は、昭和31年(1956年)の第1回調査以来ほぼ3年ごとに実施してきたが、57年(1982年)以降は5年ごとに実施しており、今回の調査は16回目に当たる。

### 2 調査の法的根拠

就業構造基本調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査(就業構造基本統計を作成するための調査)として、就業構造基本調査規則(昭和57年総理府令第25号)に基づき実施した。

### 3 調査の期日

調査は、平成24年10月1日午前0時現在で行った。

### 4 調査の範囲

#### (1) 調査の地域

平成22年国勢調査の調査区のうち、総務大臣が指定する約3万2千調査区において調査を行った。

#### (2) 調査の対象

指定された調査区のうち、総務大臣の定める方法により市町村長が選定した抽出単位(一つの世帯が居住することができる建物又は建物の一部をいう。)に居住する全国約47万世帯の15歳以上の世帯員約100万人を対象とした。ただし、外国の外交団、領事団(随員やその家族を含む。)、自衛隊の営舎内など一部の者は除いた。

### 5 調査の方法

#### (1) 調査の流れ

調査は次の流れで行った。

総務大臣—都道府県知事—市町村長—統計調査員—統計調査員—調査世帯  
(指導員) (調査員)

#### (2) 調査の実施

ア 調査員が調査世帯ごとに調査票を配布・収集し、質問することにより行った。

イ 調査票は、世帯員に関する事項は世帯員各人が記入し、世帯に関する事項は世帯主が記入した。

なお、一部の調査地域においては、インターネットによる回答も可能とした。

### 6 結果の推定方法

結果数値は、線形推定を行った上で、平成24年10月1日現在の都道府県、男女、年齢階級、単身・非単身別の人口を基準人口とする比推定によった。